即決裁判手続の流れ

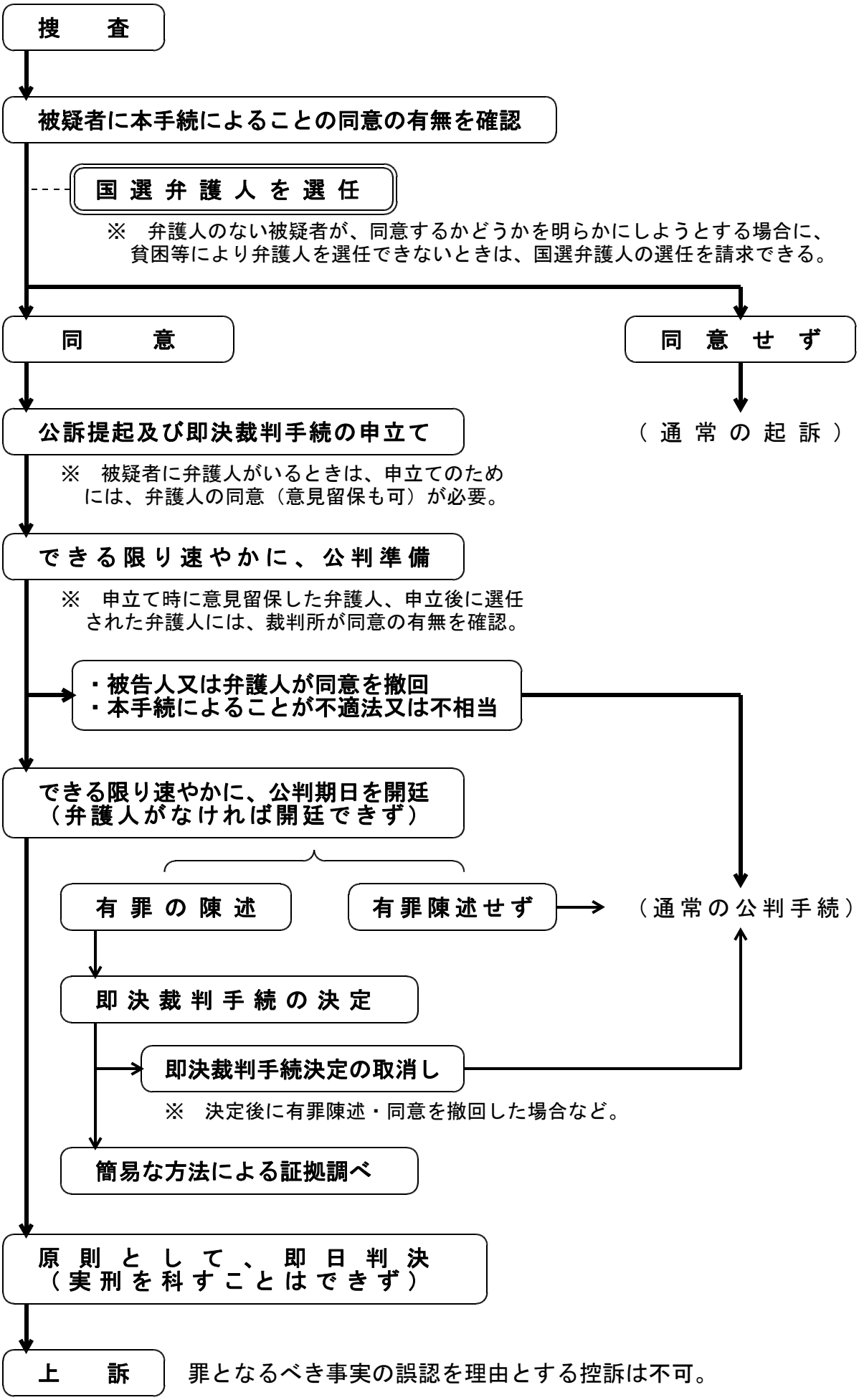
捜　査
被疑者に本手続によることの同意の有無を確認
国選弁護人を選任
※　弁護人のない被疑者が、同意するかどうかを明らかにしようとする場合に、貧困等により弁護人を選任できないときは、国選弁護人の選任を請求できる。
同　意
同意せず
（通常の起訴）
公訴提起及び即決裁判手続の申立て
※　被疑者に弁護人がいるときは、申立てのためには、弁護人の同意（意見留保も可）が必要。
できる限り速やかに、公判準備
※　申立て時に意見留保した弁護人、申立後に選任された弁護人には、裁判所が同意の有無を確認。
・被告人又は弁護人が同意を撤回
・本手続によることが不適法又は不相当
できる限り速やかに、公判期日を開廷（弁護人がなければ開廷できず）
有罪の陳述
有罪陳述せず
（通常の公判手続）
即決裁判手続の決定
即決裁判手続決定の取消し
※　決定後に有罪陳述・同意を撤回した場合など。
簡易な方法による証拠調べ
原則として、即日判決（実刑を科すことはできず）
上　訴
罪となるべき事実の誤認を理由とする控訴は不可。